

第5章 保存活用計画の推進体制

1. 現状と課題

明治から現在に至るまで「菅田庵」の日常的管理運営は、所有者や近親者が行ってきた。それに対して行政は、指定地の保存修理や整備が必要な場合は、国の補助制度を活用して速やかに補助事業として実施してきた。また、日常的な管理事業として、指定地の荒廃防止や指定地外の環境保全についての補助制度によって、支援を行ってきた。

しかし、「菅田庵」を取り巻く環境は、刻々と変化しており、眺望の再生や周辺環境の整備と保全が大きな課題になっている。

更に、近年の自然災害の増加に伴い、風雨や落雷、地震などへの防災対策の強化も課題になっており、それ以外にも、住宅地から離れた立地条件のため防犯上の対策も課題になっている。

なお、これらの保存管理上の問題だけでなく、「菅田庵」についての調査研究も十分とは言えず、今後の価値の向上やそれに伴う情報の共有や発信も重要な課題になっている。

これらの現状と課題に取り組んでいく「保存活用計画」の推進体制は、所有者個人と行政機関だけでは十分とは言えず、支援機関や組織、団体が所有者と密に連携する新たな支援システムの構築も必要になっている。

2. 基本方針

① 総合的な管理運営体制の強化

保存活用計画に携わる所有者や関係団体、行政機関で計画の共有の機会を形成するとともに、「菅田庵」に関わる管理上の問題や諸事業について積極的に情報共有を行うことにより管理運営体制の強化を図る。

② 専門家による検討会議の開催

適切な保存・管理や整備・活用を推進するため、専門的な知見に基づく助言・指導を行う専門家の会議である「史跡及び名勝菅田庵整備検討委員会(仮称)」を必要に応じて開催する。

③ 計画的かつ持続的な調査研究体制の構築

「菅田庵」の本質的価値を明らかにし、適切な保存・管理を推進するとともに、

その歴史的価値をさらに高め、その成果を活かして魅力ある整備と活用を図るため、研究機関と連携し、計画的かつ持続的な調査研究体制を構築する。

④ 多様な主体による保存・管理の推進

保存活用計画の理解を土台として、行政機関の支援のもと市民や民間事業者の優れたアイデアや活力を活かした「菅田庵」の魅力向上を図るしくみを構築する。

以上の基本方針を基に、保存活用計画の推進体制を図示したのが下図である。

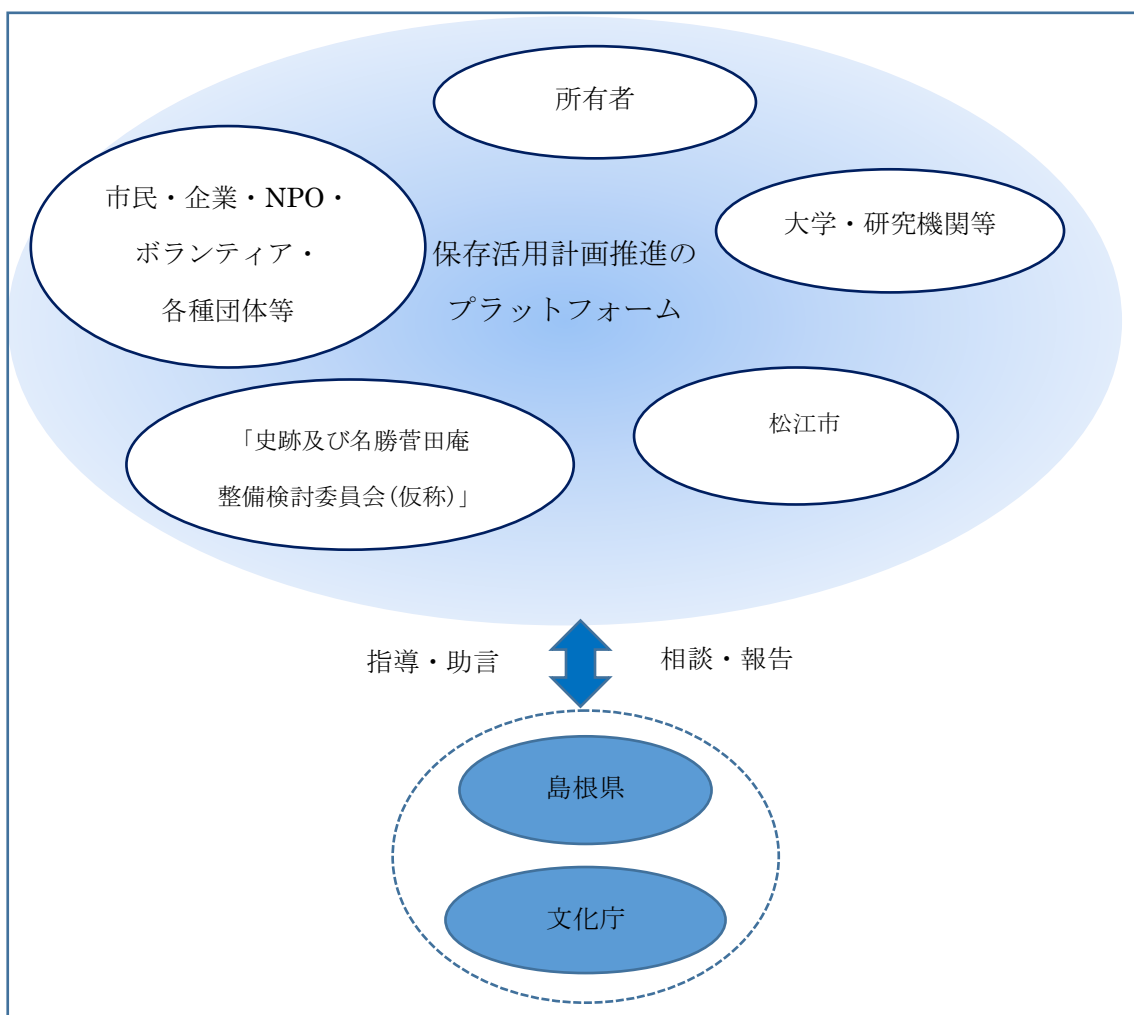
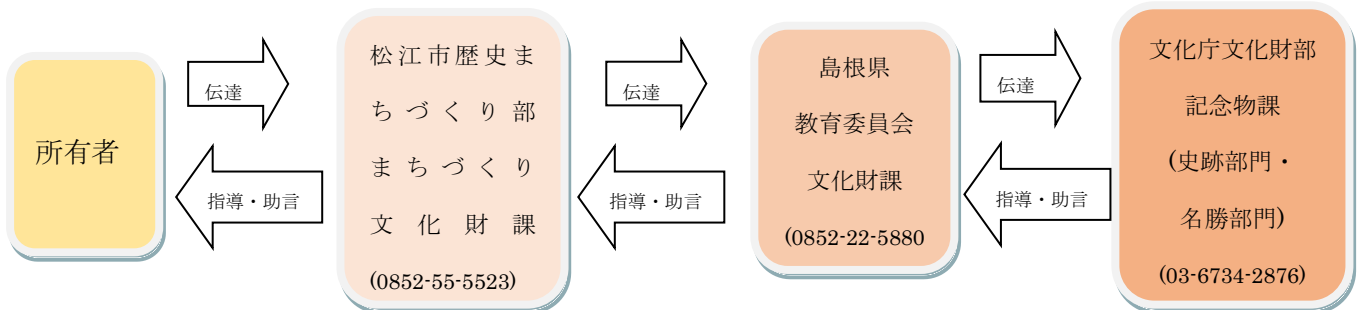


図 22 計画の推進体制(平成 29(2017)年 3 月現在)

3. 保存・管理・活用に関する連絡体制

保存・管理・活用に関して発生する諸問題に、迅速に対応する連絡体制は以下のとおりとする。

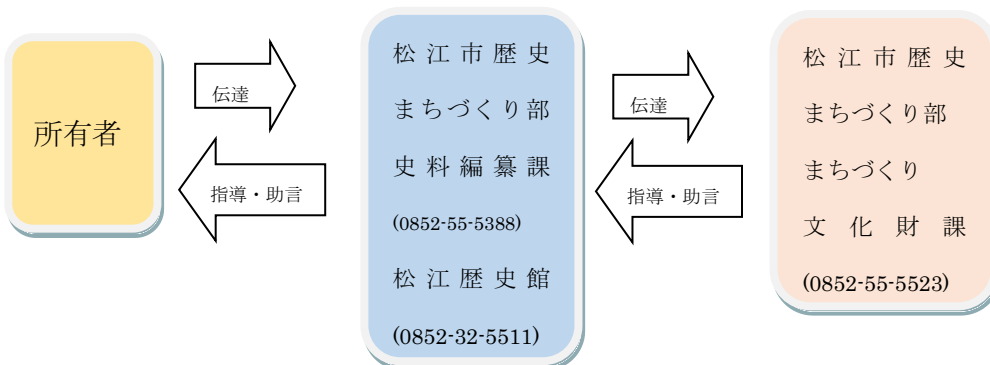
①指定地内での保存・管理・活用上の問題や緊急時の対応に関すること



②観光的な問題及びそれに付随する管理的な問題に関すること(例：「菅田庵」でのイベント、一般駐車場や指定地外の園路に関する問題等)



③新史料の発見やその活用に関すること



④指定地外の問題に関すること(例：周辺樹木群の問題等)

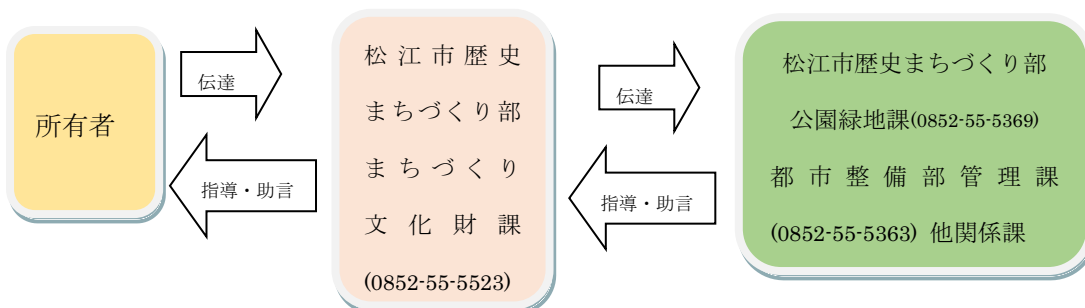


図 23 保存・管理・活用に関する連絡体制図(平成 29(2017)年 3 月現在)